



® 平成 30 年 5 月 10 日 (木)

No. 14684 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆AIと知的財産権(上) (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) (8)

AIと知的財産権(上)

弁護士法人 内田・鮫島法律事務所

弁護士 高瀬 亜富

第1 はじめに

第3次AIブームが到来したといわれている¹。内閣や各省庁は各種会議体においてAIについて議論・検討しており、ロボット・AIは国策の中心になったとの評価もなされている。

AIと法・知財に関する書籍や論文も多数公表されている。本稿では、AIにまつわる情報財に関する知的財産権ないし知的財産法による保護について、現

在までになされている議論を紹介する。

本題に入る前に、本稿が対象とするAIを特定しておきたい。AIには、現実には知能を有する機械であるいわゆる「強いAI」と、人間の知的な活動の一部と同じようなことをするいわゆる「弱いAI」があるとされる²。現在行われているAI研究のほとんどは後者の「弱いAI」に関するもののようなので³、本稿では「弱いAI」を対象にする。また、一口にAI・人



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 中村 祥二*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 千木良 崇

弁理士 塩田 国之*

弁理士 西尾 啓

弁理士 破魔 沙織

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 船本 康伸*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 野崎 俊剛*

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 小森 岳史

弁理士 松井 茂*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 高野 信司

弁理士 宮尾 武孝*

弁理士 白形由美子*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 徳川 和久*

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail:office@sato-pat.co.jp

工知能といっても種々のものがあるが、昨今の第3次AIブームをけん引する技術は深層学習であるとされているため、本稿では深層学習を用いた人工知能を対象とする。

第2 AIの作成過程における情報財と知的財産権⁴

1 はじめに

深層学習を利用した人工知能では、下記図に示されたような工程を経て生データの収集、学習用データの作成、学習用データを利用した学習が行われ、学習済みモデルが作成される。学習済みモデルは、AIのプログラムとパラメータ（係数。いわゆる重み付け）の組み合わせの形態をとることが多いようである。学習済みモデルを搭載したモノがAI製品として販売されたり（自動運転車、音声認識機能付スマートフォン等）、あるいは学習済みモデルを利用したサービスがクラウドサー

ビスとして提供されたりする（GoogleのCLOUD MACHINE LEARNING サービス等）。

以下、学習用データ、AIのプログラム、学習済みモデルに関する知的財産権ないし知的財産法による保護について概観していく。

2 学習用データと知的財産権

深層学習を用いた人工知能に作成にあたっては、大量の学習用データが必要になる。

学習用データの作成にあたっては、収集した生データについて学習に適するデータと学習に適さないデータを取捨選択したり、画像データの場合には画像サイズを整えたり輝度値を正規化するなどの処理が行われる。これらの作業には多大な労力を要するようで、データサイエンティストは時間の80%を上記のような前処理のために使う一方、実際にデータを分析して知見を得るために使う時間は20%に過ぎないといわれることもある⁵。

